

## 償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産(総称して「固定資産」)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。


償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年申告をしなければなりません。

### 課税対象

次の要件を備えるもの

- ① 土地・家屋以外の事業に利用することができる資産
- ② 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③ 減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または、必要な経費として算入できるもの(耐用年数1年未満またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するものおよび20万円未満で一括して3年間で償却を行うものを除く)
- ④ 自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと

### 主な業種の償却資産の例

<p><b>農業</b></p> <p>ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、畦畔コンクリート、農業散布用ヘリコプター、器具、その他農業用機械など</p> <p>※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車に該当するものは対象外</p> 	<p><b>理・美容業</b></p> <p>看板、洗面設備、理美容椅子、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線灯、湯沸器、はさみ、パーマ器、サインポールなど</p> 
<p><b>飲食業</b></p> <p>借店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオン、サイン、カラオケなど</p> 	<p><b>不動産貸付業</b></p> <p>門扉、塀、緑化施設などの外構工事、駐車場舗装、受変電設備、中央監視制御装置、外灯など</p> 

### 償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に必ずしも評価額の減少(減価)を考慮して評価します。減価の方法は定率法で、算式は次のとおりです。

- ① 前年中に取得された償却資産の評価  
取得価額×(1-減価率)÷2
  - ② 前年前に取得された償却資産の評価  
前年度の評価額×(1-減価率)
- ※求めた額が(取得価額×5/100)より小さい場合は、その求められた額を価格とします。

### 税額の算定

評価額を課税標準額として、次の算式により税額を算定します。

課税標準額×税率(1.4%)

※償却資産についての課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

### その他

町で把握している事業者は、12月下旬に申告書を送付します。平成27年中に新規に事業を開始された人は、本年中に取得された償却資産の全てを申告する必要があります。

家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら届け出を  
平成27年1月2日から平成28年1月1日の期間に、住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は、税務課まで届出を行ってください。取り壊しを行った家屋については、届け出を怠りますと、建物が無いのに課税されることとなります。

また、未登記の家屋の売買などで、所有権移転を行った場合も必ず届け出を行ってください。届け出が無い場合には、前の所有者に課税されることとなります。

土地登記簿の地目と現況が違う場合は届け出を  
土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現況の地目が違う場合は、届け出を行ってください。

この届け出を怠りますと、実際は畑なのに、登記簿の地目が宅地であるため、宅地として課税されることがあります。

【お問い合わせ先】  
税務課 資産税係  
☎52・5853(直通)

## 野津・若葉・桜ヶ丘団地

### 町営住宅補充入居者募集のお知らせ

この募集は、町営住宅に空きができた場合に備え、入居予定者をあらかじめ決めるために行うものです。

今回の募集で審査を行い、補充入居者としての順位を定め、空きが生じた住宅に順次補充します(入居待機期間平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)。

#### ◆町営住宅とは

住宅に困っている一定の基準内所得の人たちに、低廉な家賃で供給するために、町が国の補助を受けて建設した住宅です。

#### ◆入居資格

- ・同居親族(または同居しようとする親族)があり、暴力団員ではないこと。
- ・国税・地方税・町税などを滞納していないこと。
- ・過去1年間の世帯所得が月額15万8千円以下であること。

※入居者または同居者に、次に掲げる人がいる場合は、世帯所得の基準額が月額21万4千円となります。

- ・障がい者手帳をお持ちの人(身体1〜4級・精神1〜2級)
  - ・小学校就学前の児童
- ◎このほか、公営住宅法および氷川町営住宅条例に基づきます。詳しくはお問い合わせください。

### 募集住宅一覧

	野津団地	桜ヶ丘団地	若葉団地
行政区	北野津	桜ヶ丘	今
管理戸数	22戸	34戸	10戸
校区	竜北東小/竜北中	宮原小/氷川中	宮原小/氷川中
住宅の概要	平成6〜8年建設/木造2階建て(庭付き)/3LDK/床面積74〜79㎡	昭和57〜62年建設/鉄筋コンクリート構造2階建て(庭付き)/3DK/床面積61〜66㎡	平成15年建設/鉄筋コンクリート構造2階建て/3DK、床面積80㎡/オール電化住宅
家賃	20,000〜43,100円	13,500〜30,600円	28,100〜55,600円
共益費	300円	なし	2,000円
駐車場	有り(2台)	有り(1台)	有り(1台)

※家賃は、過去1年間の世帯全員の所得により、決定されます。  
※町営住宅内で動物を飼育することはできません(盲導犬などを除く)。

◆申込期間  
平成27年12月1日(火)〜平成28年2月12日(金)

◆お申し込み・お問い合わせ先  
建設下水道課管理係  
☎52・5856(直通)

◆申込書および募集要項  
建設下水道課および宮原振興局総務振興課にあります。また、氷川町のホームページからダウンロードも可能です。

## 町が管理する賃貸住宅で暮らしてみませんか 有佐駅前団地(特定公共賃貸住宅) 入居者募集!!

有佐駅前団地は、JR有佐駅から徒歩3分、段差をなくしたバリアフリー設計の住宅でどなたでも住みやすい住宅です。部屋の見学もできます。お気軽にお問い合わせください。

#### ◆所在地

氷川町宮原243番地15  
(小学校区・宮原小/中学校区・氷川中)

#### ◆住宅の概要

平成14年度建築、耐火・鉄筋コンクリート構造3階建(エレベーター有)、オール電化住宅

#### ◆募集住戸(1戸)

304号室(床面積89平方m)、家賃5万1千円(月額) ※各住戸は別途、共益費3500円、駐車場500円(1台)が毎月掛かります。

#### ◆入居資格

- ・同居親族(または同居しようとする親族)があり、暴力団員でないこと。
  - ・国税・地方税・町税などを滞納していないこと。
  - ・過去1年間の所得の額が月額15万8千円〜48万7千円であること。また、所得が基準に満たない場合は、上昇の見込みがあること。
- この他、氷川町特定公共賃貸住宅条例などに基づきます。



◆申込期間  
随時受け付けております。

◆申込書および募集要項  
建設下水道課および宮原振興局総務振興課にあります。また、氷川町のホームページからダウンロードも可能です。 ※受け付けから入居決定まで、審査に2週間程度かかります。

◆お申し込み・お問い合わせ先  
建設下水道課管理係  
☎52・5856(直通)